

平成21年第3回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開会 平成21年9月4日  
 閉会 平成21年9月10日  
 開催場所 蓬田村議会議事堂

第2日（9月9日）

出席議員 8名  
 1番 久慈省 悟君 2番 藤山 田修 一君 君君  
 3番 木村 倉 修元 4番 山松 館本 清淳 剛司 君君  
 5番 青木 本 豊 6番 松久 本 隆 司 君君  
 7番 坂 悟君君 8番 久 久 隆 一 君君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名  
 村長 古川正隆 君  
 教育長 八戸良幸 君  
 会計管理者 木村春美 君  
 総務課長 佐々木京太郎 君  
 住民生活課長 八戸純一 君  
 産業振興課長 青川昭信 君  
 教育課長 青木武井 君  
 代表監査委員 青木武井 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名  
 事務局長 太田信雄 君  
 議会事務局主幹 中川 悟 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名  
 6番 松坂 本 淳 司 君  
 7番 坂 本 豊 君

議事日程（第2号）

第1 一般質問 7番 坂本 豊 議員  
 第2 一般質問 3番 木村 修 議員  
 第3 一般質問 2番 藤田修一 議員

午前9時35分 開会

○議長（久慈隆一君） おはようございます。  
ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

一 日程第1 一般質問

○議長（久慈隆一君） 日程第1、一般質問を行います。  
今回の一般質問は、3名から通告がありましたので、通告順に行います。  
それでは、7番坂本 豊君の質問を許します。坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） おはようございます。

日本共産党の坂本 豊です。  
まず、さきに実施されました衆議院選挙で第一党になった民主党が掲げた政権公約について、少なからず不安を持っている人たちが多いと思います。幾つかの重大な問題を含んでいることを取り上げ、村長にその見解を求めたいと思います。

一つは、農業政策であります。  
F T A交渉促進がありました。これに対して農業関係者から批判を受けて、急遽農業は含まないという言いわけに転じました。しかし、F T Aから農業を除くということは、アメリカには通用しません。アメリカのF T A交渉要求は、関税なき農産物の輸出がメインだからであります。日本の胃袋をアメリカが支配するという野望に沿ったものであります。日本の財界は、大企業が製造する工業製品をアメリカへ輸出するその見返りに農産物の輸入を求めているわけです。そのために、日本の農業が衰退し、危険な農業などで汚染された農産物を日本人が口にしても、そのようなことには財界は興味がありません。自分たちだけがもうければそれでよいというのが日本の財界の考え方です。献金を受けている自民党がこれを忠実に実施してまいりました。

二つ目は、子供手当であります。  
この子供手当を1人当たり年間31万 2,000円支給するという公約ですが、その財源には配偶者控除と扶養者控除の廃止で行おうとしています。これでは子供がいない家庭では増税になってしまいます。子供がほしくてもできない夫婦への心情も考慮せず、また、子育てが終わった世帯との対立も生じます。

三つ目は、憲法第9条であります。  
民主党の鳩山首脳は、持論でも今の憲法第9条を変える発言をしています。憲法第9条は、日本が戦場に駆り出されることを阻止してまいりました。アメリカが要求する自衛隊の軍備増強要求を抑える働きもしてまいりました。そして、今、世界でも注目をされ、平和な世界を築くことに貢献できるすばらしい憲法であります。戦争の痛み、辛さを体験し、二度と戦争はしたくないというのは、戦争を体験した人たちの一致した意見であります。日本はかつてアジアで2,000万人の犠牲を出した戦争を引き起こしたという事実を目をそむけることはしてはなりません。憲法第9条を変えるということは、例えばドイツにおいてナチスの復活を唱えていること、私はそれに匹敵する声だと思えます。二度と戦争をしないと言ったことと変わらずか半世紀余りで翻すことは、アジア諸国にも信用を失うことになり、それら国々への脅威にもなりません。世界でも巨大な経済力を持つ日本が、第9条を変えて再軍備することは、世界にも与える影響ははかり知れません。最も脅威を受ける中国はますます軍備増強を始めるとはだれにでも予想できます。そうなれば、中国は確実に日本へ核兵器の矛先を向けることにもつながります。私たちはおちおち眠ることもできない不安を抱えて生きていくことにもなります。

四つ目は、民主党は国会議員の数を減らすために、衆議院の比例定数の80議席を削減すると公約しています。

比例は、選挙で一番民意を反映する制度です。小選挙区制は1人しか当選しないため、他の候補者に投票した国民の意思は全く国会に反映をしない制度で、非民主主義の最たるもので、3割の得票で7割の議席を得ることも不可能なびつな制度であります。民主党は、世論が自分たちに傾いたため、比例をなくしても怖くはないと踏んでいます。少し逆風が吹けば、オセロゲームのようにあっという間に野党に転落をしてしまいます。比例定数だけを削減しようとしています。これは比例だけで生き残っている少数政党は抹殺すると宣言していることと同じであります。選挙区の定数削減を言わないのはご都合主義であります。

五つ目は、高速道路の無料化であります。  
これに必要な財源は、1兆3,000億円と試算されています。これだけの資金があれば、75歳以上の高齢者と子供の医療費をすべて無料化できます。温暖化防止のためにも高速道路無料化がすぐに必要だという声は少ないわけでありです。

六つ目は、消費税についてであります。この消費税については、民主党は4年間は上げないと言っているだけで、その後のことは不明であります。財源は大企業と大資産家への増税、軍備は聖域扱いをしているために必然的に消費税の増税しかないというのが民主党の政策であります。

このような公約に多くの国民は不安を持っているのは当然であります。衆議院選挙で民主党が圧勝したのは、今までの自公明党による国民いじめの悪政に反発をした国民の怒りが原因です。自公明党の政治の基本は、アメリカ言いなり。そして、財界、大資産家だけが喜ぶ政治であり、国民は派遣切りや企業からの首切り、輸入の増大で農業の崩壊、不況の影響で新規就農者の減少などを招いた結果ではないでしょうか。民主党の公約がすべて支持者から受け入れられているわけではありません。これらの公約を掲げた民主党政権が発足するに当たり、村長は同じ政治家としてどのような見解を持っているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（久慈隆一君） 村長、答弁。

○村長（古川正隆君） 坂本 豊議員にお答えいたします。

まず、民主党の公約には、F T A交渉促進というのがございます。私の考え方としては、明らかに米国の食料戦略の一環であり、これが実行されますと日本の農家は10%前半に落ち込むと、こう思っております。もちろんこの食料生産も恐らく大幅な減収になるだろうと、こう思っております。今までのように、やはりしっかりと農業を守るといことは、ちゃんと関税をかけてですね、アメリカの言いなりにならないような国家戦略を日本は持

すべきだと、このように考えております。それか、2番は後で担当者の方から答弁させることにいたしまして、3番の鳩山党首は憲法第9条改正を考えているとこうありますけれども、これはまさしく過去の歴史を省みない言語道断でありまして、我々は許すことにはできないと。憲法第9条をやはり守ると。そして、平和に徹するというのが日本の鉄則でございますので、これは民主党を支持し、てきた国民も私はこれに対しては恐らく反対の方が多いのではないかなとこう思っております。私はこれはもはや日本の定理でありますから、これは変えるべきではないと、こう思っております。

それから、4番の民意切り捨てるの比例定数削減を実施するとしていると。180の比例区を80にするということは、まさしく民意が反映されない。民意が反映されないということ、は、小政党はもはや議席を得ることはできないと。これはまさしく大政翼賛会、そういうふうな方向に進むだろうとこう思っております。逆にです、比例区を多くすると、多くしていくというのが、これは民意が反映されやというところでございます。あるいはまた小選挙区制についても私は反対であります。やはり中選挙区制が民意を反映させられると、なげなげならば、中選挙区制の場合は、例えば青森県の場合であれば、4人区とか3人区があるわけですね。その中で当選していくというのになると死票というものが非常に少なくなると。やはりこれが私は民主主義の鉄則だともこう思うわけでありまして、どちらかが勝てばどちらかが落選するというようなそういう制度として、国としてはやはり明らかに民意が反映されないと。ましてや民意が反映されるはずの比例区で180を80にするということは、これはまさに逆行していると思っております。

それから、高速道路の無料化。そして、国民は旧道路公団の借金返済のための増税が必要になると、無料化に必要なお金で老人や子供の医療費が無料化になるということでございますけれども、これはなかなか難しい問題でございます。果たしてこの高速道路の全部無料化というのができるのかということになるかと、私は甚だ疑問だとも思っておりますし、また、きょうの新聞を見ても、きょうのテレビを見ても、すべて無料化にするということができるのかというような解説者のいろいろな意見があるようでありまして、これはこれからも推移を見守っていかねばいけないとこう思っております。

消費税はやはり4年間上げないと言っているわけでありまして、まさしく5年以後には上げるのかということになるわけでありまして。しかし、消費税を上げるということ、この現在の状況の中では私は非常に無理があるとも思っております。消費税を上げるということでは、これはもはや低所得者に対する負担をますますふやすと。私はそうではなくて、例えば法人税の問題とか、高額所得者に対する税の負担増を求めるといふ方がもっと適切だとも思っております。

私から坂本議員にはこのぐらいでよろしいでしょうか。あと、2番については、担当者の方から答えさせますので、よろしく願います。

○議長（久慈隆一君） 総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木京太郎君） ②番の質問にお答えいたします。

これでは子供のいない世帯は増税になるということになります。以上です。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 再質問をいたします。

ほとんどの私の質問に対して村長は反対という答弁でありました。

特に、FTAでありますけれども、2007年の2月16日、アーミテージ元米国国務副長官が発表したものには、農業こそ日米FTAの中心だということも明言しておりました。そして、仮にアメリカと日本がこのFTA交渉をいたしますと、関税が全くなくなるということになります。そうしますと、日本では、今、米の82%が激減すると予想されているわけですね。前にオーストラリアと日本のFTA交渉で、北海道の農業が1億3,000億円の損害を受けるということで猛反発した経緯があるわけですが、アメリカの場合だとさらにそれよりも日本の米そのものほとんどがなくなってしまうという試算があるわけで、到底私たちは認めることができないわけですね。これをあえて民主党がFTAの交渉を進めるといふことを打ち出したということは、農業者にとっては全くの裏切り行為なわけで、恐らく選挙を圧勝した暁には進める可能性もあるわけで、私たちは十分にこれに対して注意をしながら反対していかなければならないというふうには考えています。

ただ、日本共産党としては議席が9議席ということ、全く少数ではありますけれども、参議院においてはまだ民主党は過半数を占めていないわけで、これに対しては日本共産党は民主党の政策すべてに反対しているわけではなくて、いいものには賛成するし、悪いものに対しては反対して意見を述べていくという方針であります。

それから、②の子供手当、1カ月2万6,000円というのが目玉だったわけですが、その財源が本当にほかの家庭の増税で賄うということになると、やはり対立を生じかねない。ですから、今の子供手当を1万円ぐらいふやすという程度で増税をしないというのが我が党の方針であります。全く自民党の行ったばらまきと似たようなことを選挙前に言ってしまったわけですね。これが実現しますと、子供がいない世帯に対しては非常に困るし、特に高校生、大学生になったときにこの子供手当がなくなってしまうわけで、一番お金のかかる高校生、大学生のときに廃止をしてしまうというのも何か腑に落ちない点があるわけで、私どももこの問題に対しては反対であります。

この民主党の公約についてここでいろいろ述べても、村長が出した方針ではないので、これ以上の再質問はいたしません。

次に、2番目の村営住宅の修繕について質問をいたします。

前回の議会では、新規の村営住宅建設を質問いたしました。が、「既存の住宅は取り壊す」と答弁をいたしました。その後、耐用年数があと17年あることがわかり、「取り壊しはできない」と説明を変更いたしました。そんなことから、現在の村営住宅のふるやトイレが古くなっているため、修繕が必要ではないかと思っております。直さなくてもこのままであと17年間使用できるのでしょうか。私は新規の住宅建設と平行し、既存の村営住宅のトイレなどの改修工事も必要だと思っております。どのように考えているのか、答弁を求めたいと思っております。

○議長（久慈隆一君） 村長、答弁。

○村長（古川正隆君） 先般、宮本地区の説明会を行ったわけでありまして。住宅の入居者から率直な意見が出てまいりました。特に新しい方へ行きたいという方もあるでしょうし

、今の住宅にいたいという人もさまざまあったようでありまして。そして、我々も宮本地区の声を十分に反映していきたいということで説明をいたしました。特に耐用年数があと17年あるということで、我々もこの詳細について検討してきたわけでありまして。しかしながら、非常に古くなって、現在使用していくにはこれは大変だと。特にお風呂、トイレは大変だということをございます。その当時、30年ぐらい前だったでしょう、これを建てたときには、これは村営の住宅としてはすばらしいモデルの住宅であったと思いますけれども、現在は大変な状況だと。よって、やはり民意を反映すると、そういう考え方から、その地域でこれからも過ごしたいという人たちもおりますので、これは残していく方向で今検討しています。

ただ、残すといってもですね、やはり今度は改修工事をしなければいけないと。まずはトイレとお風呂は改修工事をしなければいけない。ただ、お風呂については、その当時の約束事では自分で取りつけるというのが約束事のようにありますけれども、今我々としては——この前それなりに説明してきたんだけれども、果たしてそれでいいのかということでも今いろいろ事務サイドと協議してきた経過としてはですね、やはりトイレもお風呂も近代的なものにしなければいけないだろうと。ただ、トイレについてはさまざまな事業を展開できるだろうけれども、お風呂についてはそういう補助制度というのはあるのかないのか、これがこれからの課題だとこのように思っております。ただ、いずれにしても高齢化も進んでおりますし、トイレもそしてお風呂も快適な住宅に変えていかなければいけないだろうとこのように考えております。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） この改修に必要な経費はどのようにして捻出するのか、まずお聞きしたいわけですね。前の答弁では、新しい住宅が建設された暁には取り壊す。その取り壊し費用も補助のとか起債の対象になるという答弁をしていたわけですね。そういう資金は改修というふうには使うことができないのか、お聞きしたいわけですね。

もう一つは、この前、3日の日に村営住宅に住む方たちと役場が話し合いを持たれたと聞いているわけですが、残りたい人とかそういう人数とかは具体的に大体何人ぐらいとか、もしわかりましたら公表していただきたいわけですが。

○議長（久慈隆一君） 総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木京太郎君） お答えいたします。

このトイレの改修について、合併処理浄化槽を当て込んでおります。これは、先日、県の住宅建築課とも協議して、古い住宅を残すことにおいて修繕的なもの、要するにトイレ関係、これを聞いたところ、合併処理浄化槽でできますと。さらに、この住宅事業の中の、名称はちょっと今忘れたけれども、その中で補助事業としてできますので。ですから、ことしは無理としても次年度以降に年次計画なりを立てて、県・国に申請すれば採択できるだろうと、こういうお話をいただいております。

それから、先日、いろいろ説明会の中で、その中で1人だけですね、できたら新しい住宅の方に入りたいと、こういう方がいました。以上です。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 合併処理浄化槽で対応したいという答弁でありましたが、ああいふ集合住宅であれば、合併処理浄化槽というのは大きなものを1カ所つくってそこへすべての世帯のものをやるのか、それとも一般住宅のように個々にやるのか、この辺というのはどういうふうにご検討されているのか。もし1カ所につくるとすれば、大体どの辺につくると計画なのか、答弁をお願いします。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） 我々としては二つのケース。6棟ありますので、1棟に5世帯、それで30世帯あります。ですから、3棟ずつで合併処理浄化槽。これは、あとは各戸数は管でつながりますので。あるいは全体の6棟で道路を挟んで向かい側、海側に用地がありますので、そこに百人槽みたいなものをつくって合併処理の方をやるのと、こういう構想を立てております。以上です。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 次に、3番目のテレビの購入について質問をいたします。

7月の臨時議会で政府が打ち出した1億6,000万円の経済対策事業が村でも決まったわけですね。その中に800万円の予算でテレビを購入するというのがありました。学校、公共施設、各公民館にあるテレビをすべて買いかえるという予算でありました。その場合、既存のテレビを廃棄する、これではまだまだ使えるものばかりではないかと私は思うわけですが、払い下げを希望する村民もいるわけですね。古いアナログのテレビを希望者に払い下げは可能なのかどうか、これについてまず質問いたします。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） 払い下げは可能です。我々としては、希望者には多ければ抽選、そういう感じで低料金、格安で払い下げたいと。

ただ、あの古いテレビは我々としては産廃処分したいと、こういうふうには今は考えています。一つには、自治会のもとは別として。これは自治会の方も処分希望があれば、これを受け付けると。そういうことを考えております。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） ご存じのように、地上デジタル放送開始は2011年7月と宣伝されているわけですね。このときまでにすべての国民がそれに対応したテレビを買いかえるということが可能なのか疑問視されているわけですね。私はほとんど不可能と考えているわけですね。放送設備の建設も山間部などでは間に合わないと言われており、2000万人がテレビ難民になるとも言われているわけですね。

既存のテレビでも地上デジタル対応のチューナーを取りつければ見ることが可能ですから、買いかえの必要もありません。現在安いものでは5,000円ほどで購入が可能です。2年後の放送間近にはもっと安いチューナーも出回る可能性もあるわけですね。既存のテレビを払い下げできれば、小さなテレビしかない家庭でも大きな画面で見ることが可能です。

そういう意味もあるわけですが、私、前の議会でもちょっと質問したわけですが、生活保護世帯とかチューナーを購入できない家庭に対して、役場で何らかの助成できないかという質問をしたわけですが、これについても村長はどのように考えているのか、少し答弁を

求めたいわけですが。

○議長（久慈隆一君） 村長、答弁。

○村長（古川正隆君） このデジタル放送については、非常に国民の負担が多くなる階層もあると思います。やはり一挙にすべてデジタル放送化にすることは、私は非常に無理があるという具合に考えております。これもまた政府としては、電気業界に対するサービスだと思えますけれども、末端の我々としては、一般の庶民としては、非常に厳しい措置だとか、こう思っております。ですから、できればですね、全てが一挙にやるのではなく、徐々に徐々に期間をもっと広げてやるべきだと。そして、そのチューナーのできるだけ安いものを国民にお願いしてやっていくべきだと、このように考えます。ただ、公共施設はですね、ある意味では政府に協力しなければいけない、業界に協力しなければいけないと、経済の交流のためにもですね。そういうのもなければならぬということ、我々はやや無理をしながらも買ってもらわなければいけないと思うておりますけれども、一般の家庭ではこれは何かの方策を講じなければ大変だと、こう思っております。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 最後の質問ですけれども、テレビを払い下げるその時期というのはいつになるのか。そして、先ほどは抽選で払い下げするという答弁でしたけれども、無料で払い下げるのか、入札とかでやるのか、価格は無料ということでのいいのか、その辺の具体的な点はどのように考えているのか。

あともう1点は、生活保護世帯の役場のチューナーの助成はできるのかという答弁はなかったんですけれども、その辺についてもう一度お伺いします。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） 先にチューナーの方ですけれども、今後の課題にさせていただきます。こちらもう少し検討時間もいただきたいと、こういうふうに思います。

テレビの方については、我々も低料金ないしは無料といういろいろ考えたんですけれども、若干のお金をいただいてもいいのではないかと、そういう考えで今思っています。先ほど抽選の関係は述べたので……。

それから、時期的にはきょうの午後、このテレビ、小中学校、各公民館、役場、それらに対する設置の関係の入札、これがきょうの午後あります。今後、設置した後、抽選とかに入れると思っております。以上です。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 次の質問に入ります。

4番目の選挙投票立会人の選任についてであります。

選挙の投票立会人の選任はどのように決めているのか、このことについてお伺いしたいと思えます。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） 開票立会人についてお答えいたします。（「投票」の声あり）ああ、投票立会人です。これは、公職選挙法第38条に基づいて行っておりますもので、村としては選管から各投票区の、四つありますけれども、この自治会長にお願いし、立会人の選任をしてもらって回答いただいていると、こういうことでございます。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） いつも投票立会人が同じ顔ぶれであるという意見もあるわけですね。それから、依頼された自治会長もなかなか立会人を選ぶのが困難だという話も聞いていたわけですね。それで、私がなぜこの質問を今回したかといいますと、今、不況で皆さんなかなか仕事もなく大変な経済情勢になっているわけです。投票立会人はやはり1日何千円という報酬手当もあるわけですね。同じ顔ぶれだとやはり不公平も出るということ、今回質問しているわけです。その経済情勢の変化で投票立会人も開票立会人も同じ人が来ているということもあって、やはりそういう不公平感を持っている方もいるわけですね。ですから、今回、今までどおり自治会長にお願いしていることでもありましたけれども、公募してはいいかどうなのか。それで、どうしてもやる人がいない場合においては、また新たに考えるということで、今回はぜひ公募をお願いしたいわけですが、その点についてできるかどうか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） ちょっとそれは……、公募的にはまだ深くそこまで勉強もしていませんけれども、公職選挙法第38条「投票立会人。町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに各投票区における選挙人名簿に登録されたものの中から、本人の承諾を得て2人以上5人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前3日までに本人に通知をしなければならない」と。ですから、公募は入っておりますので……、まあ、いろいろ検討させていただきます。要するに選挙管理委員会がそういうことを選任することになりますので。以上であります。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 総務課長が決めるわけではなくて、選挙管理委員会の仕事だということであれば、こうしなさい、ああしなさいということは役場の方からは言えないということですが、この問題に対してはやはり選挙管理委員会に対して要望等を出すことは役場の方では可能ではないかと思うわけですが、それもできないのでしょうか。最後に質問いたします。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） その件については、ここで即答は避けたいと思えます。

いずれにしてもちょっと再考してみます。

○7番（坂本 豊君） わかりました。以上で私の質問を終わります。

○議長（久慈隆一君） 以上で、7番坂本 豊君の質問を終わります。

## — 日程第2 一般質問

○議長（久慈隆一君） 日程第2、3番木村 修君の質問を許します。木村 修君。

○3番（木村 修君） 3番の木村です。通告書に従って2点について質問いたします。

初めに、村営住宅の建築について伺います。

この村営住宅の建築については、現住宅が築後28年経過しており、老朽化が進み、もうそろそろ限界ではないか、修理で対応していくのも大変であるということで計画を立てた

と思います。それが45年という耐用年数の関係でもう17年解体できないということで、このまま利用していきたいということであるわけですが、当然17年間維持していくとなれば、補修経費等かかるわけでありまして、それはそれとしてこの今の計画のままでいきますと、5年後には80戸の住宅ができる。そして、それが12年間続くということになります。現住宅を建てた当時からみれば、村の人口はちょうど1,000人ぐらい今少なくなっております。昭和56年のあたりから今の人口を比べますとおよそ1,000人ぐらい人口が少なくなっています。もちろんこの住宅の建築は人口減少に歯どめをかけるという施策でもありますので、満杯になればそれにこしたことはないわけでありまして、もし入所希望者が半分くらいしかなかった場合、残りの40戸、村が清掃管理していかなければならないわけですね。そういうふうな状況を想定した場合、5年後に80戸という戸数は多いように思うわけでありまして、そのこのところをどのように判断されるのか、所見を伺いたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） お答えいたします。

現在、月に1件ぐらいのペースで入居の申し込みの問い合わせが役場に入ってきております。先般、宮本団地との話し合いも持ちまして、この耐用年数までの17年間、住宅を残す、こういうことでその間は維持管理もしていくことを話して理解も得ております。

それで、来年度からの新規の住宅建設計画、これは26年度までの5年間をみています。このうち、22年度の棟数が3棟、それから23年度が12棟、そして24年度が15棟、25年度は10棟、26年度も10棟の計50棟を予定していると。この5年間においての入居者は、年度ごとの棟数に合った希望者、またはそれ以上の希望者があるものと推測しています。

でも、質問にあるとおり、入居状況、これらの推移を十分見て建築途中でも十分検討していかなければいけない、こういうふうにも思っております。以上です。

○議長（久慈隆一君） 木村 修君。

○3番（木村 修君） 私が思うわけでありまして、現住宅30戸、そして今新たに21年度、22年度、23年度で計画からいけば15戸建つ予定であります。これは私の案ですが、当面20戸新築を増築して、50戸ぐらいの住宅を準備して、当面の利用状況を見てはどうかというふうには私は思うわけですが、そして、5年後の計画どおりではなく、その状況を見ながらそれに応じて、例えば遅くなれば、古い住宅がもう17年あれば多分使用できなくなると思うわけですが、それからでもその状況を見ながら増築していくことは可能ではないかと思っております。

そしてまた、この用地ですけれども、今、計画どおりいけば21年度に2万1,000平米の建設用地を取得する計画があるわけでありまして、その計画どおりに着手するのか、そのことについて答弁を求めます。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） 今、県との協議の段階ですけれども、協議の段階においては50戸の計画として上げております。それから、用地に関しても2万1,000平米と、こういう形で上げて、それに伴って協議が今進行しているところでございます。

ただ、議員がおっしゃったとおり、我々も今計画の途中ですので、いろいろな意見、これも取り入れて今後また進めていきたいと、こういうふうに思います。

○議長（久慈隆一君） 木村 修君。

○3番（木村 修君） 先ほど坂本議員の質問の答弁で、現住宅の補修のことに關してであります。トイレについては合併処理浄化槽を導入したいというふうな答弁がありました。合併処理浄化槽の補助事業を利用したいということでありましたけれども、今現在、合併処理浄化槽の補助事業が、これまで平成17年から21年度、ちょうどことしまで100基建てるという事業があったわけですが、この事業はちょうどこの21年度でたしか終わりになったと思っております。先ほど答弁された合併処理浄化槽は、これから補修していくことになれば、村独自の財源でやるのか、それともまた国に別のこういう補助事業の制度があるのか、そしてまた自主財源でやるとすればかなり大型のものになるわけで、経費はどれぐらいかかるのか、お尋ねいたします。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） 先ほど述べた合併処理浄化槽については、これは住宅法に伴う事業で国庫補助の対象になると、こういうふうには建築住宅課の方からこないだ指導というか、そういうお話をいただきました。合併処理浄化槽については100人槽とか200人槽とかいろいろいっぱいありますので。ただ、事業費については、我々もこれから積算とか、あるいは見積もりとか、そういうもので知ることになりますので、今現在はわかっているわけではございません。いずれにしても村単独ではなくて補助事業を使う。それも住宅に関する補助事業と、こういうことでございます。

○議長（久慈隆一君） 木村 修君。

○3番（木村 修君） 次に、財政についてお伺いいたします。

去る7月10日、平成21年第3回臨時会において、国の経済活性化経済危機対策臨時交付金に伴う事業が17件ほど計上されて実施されることになりました。住民は本当に喜んでいられるわけでありまして。村ではこの後も村営住宅の新築や学校給食センターの建てかえ等大型予算の事業を計画しておりますけれども、今回の衆議院の選挙で政権が自民党から民主黨へ移ったことにおいて、今立てている、今後の計画している事業に対して、財政面で影響があるのかどうか、どのように想定しているのか、所見を伺いたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 村長、答弁。

○村長（古川正隆君） お答えいたします。

春から既に予算化されているものもありますし、またこれからですね、経済対策のこの交付金が来年度から来るものもあります。今予算化されているものに対しては、恐らく私はこのまま民主黨といえどもこの予算措置はしてくれるものだと、このように考えております。やはり何といっても国の行政というのは、そう簡単に変えることはできないわけですね、やはり計画性を持つべきだと私はこう考えております。

ただ、来年度の経済対策については、民主黨の方で相当見直すというような話をしておりますので、果たしてそれが実行されるのかどうか我々も非常に心配しているわけでありまして。しかしながら、きょうの新聞なんか見てもですね、果たして市町村が、県がそれを受け入れるだろうかということになると甚だ疑問だと、このように考えております。



ですから、私は民主党の見直し論というのは、ことし財源の市町村に対する交付は、私は見直しできないだろうと。恐らくそういうことをすれば、市町村から大きな反発を受けるのではないかなということと考えておりますので、今決まったものを、そして来年度我々に内示されたものに対しては、実行していくのではないかなというふうに考えております。

○議長（久慈隆一君） 木村 修君。

○3番（木村 修君） 民主党の政権がこれから誕生して、これから実施されていくことでありますので、我々は期待するしかないと思うわけですがけれども、今、村長の答弁によりますと、これまで決まった事業に対してはきっとそのとおりに進んでいくであろうという答弁でありましたので、私もそのように期待をして次の②の質問に入ります。

北海道の夕張市のような自治体の財政破綻を未然に防ぐという目的で、財政健全化法が平成18年6月に公布されました。平成20年度の各地方自治体の決算から全面施行されることになっております。

監査委員から今定例会で報告された蓬田村の平成20年度決算の指数は、実質赤字比率、

連結実質赤字比率とともに黒字で比率がなく、実質公債費比率は20%で、早期健全化の基準である25%を下回っていると。そして、将来負担比率も105.7%で、基準である350%を下回っているということで安心したわけでありましてけれども、これから計画している住宅の新築、そして給食センターの建てかえ等もろもろの事業でおよそ13億円ほどの事業がこれから実施された場合、健全化法におけるこの指数は今後どのぐらいで推移していくと当局は考えているのか、所見を伺いたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木京太郎君） お答えいたします。

財政健全化比率は、各比率とも今後26年度までの住宅建設期間においても、20年度から比べて徐々にではあるが下がっていくものと、こういうふうに推測しております。

そして、先般監査委員からもその財政健全化比率の発表があったんですけれども、その中で四つほどあります。最初に実質公債費比率、これは20年度の起債の償還額、これがピークになっております。これを境に減っていきますので、20年度の監査委員からの報告のあった20.0%から比べて21年度は18.3%、22年度は16.2%、そして23年度は14.1%、24年度は12.3%、25年度は10.9%、26年度は9.6%となり、比率は減少していく見込みです。ちなみにこれは起債残高もこの間減っていきますので、一応20年度から比べて約7億程度の起債の減もみると、こういうふうに試算しております。ほかにあとと同じく発表されている実質赤字比率、連結実質赤字比率、それから将来負担比率、これらについては今後も早期健全化基準の範囲で推移していくものと、そういうふうに見込んでおります。以上です。

○議長（久慈隆一君） 木村 修君。

○3番（木村 修君） ただいま詳しく答弁がありましたけれども、この指数の計算が自分自身勉強不足で、よく私もわからないわけでありましてけれども、予想でありますけれども、歳入の大もとである地域交付税の額がかなり大きく影響していると思います。5年ほど前、三位一体の改革で地方交付税が大きく減額されて、財政が逼迫したときがあったわけでありましてけれども、この先国政の変化で同じことが起こらないとも限らないわけでありまして。そういう国政の動きに対して担当者はどのような見解を持っているのか。

また、もう1点。仮にそういう国政の変化によって、この地方交付税が20年のような環境のもとで、20年度は13億5,000万円ほど地方交付税が入ったわけでありましてけれども、そういう具合に地方交付税が大きく15%程度減額になって、およそ13億円にして大体2億円ぐらいほど減額になったと仮定した場合、この健全化の指数というものにどれぐらいの影響があるのか、もしわかれば、この2点について答弁お願いいたします。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） 先ほど述べた財政健全化比率、これはほとんどが地方交付税が大幅に減額とならない場合に限る、こういうことで試算しております。ですが、今後、この地方交付税も我々としては毎年5%ずつは減っていくものと、こういうふうに考えながら、最悪な事態は避けながらと、そういう形で計上して計算させています。

それから、一気に来年度2億円の減となれば、これは相当な厳しいものもありますので、これは計算式もちょっと複雑なもので、後で試算して、下の方に聞きにきてくだされば、そのときにいろいろな試算表は出ていると思いますのでよろしく願います。

○議長（久慈隆一君） 木村 修君。

○3番（木村 修君） 学校や共同住宅、そしてまた道路、給食センターと非常にどの事業を見ても数十年先まで利用されるものでありまして、事業効果の価値は十分にあると思うわけでありまして、地方債の残高と、そしてまた新たな借入れのバランスということを考えていくということは非常に重要であると思いますので、今後の事業に対してぜひとも慎重に取り組んでくださることを要望いたしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（久慈隆一君） 以上で、3番木村 修君の質問を終わります。

暫時休憩します。

午前10時34分 休憩

— 午前10時45分 再開

○議長（久慈隆一君） 休憩を取り消し会議を再開します。

— 日程第3 一般質問

○議長（久慈隆一君） 日程第3、2番藤田修一君の質問を許します。藤田修一君。

○2番（藤田修一君） おはようございます。2番藤田修一でございます。

私も村営住宅の建設について質問いたします。それと職員採用についてのこの2点を質問させていただきます。

まずは、村営住宅の建設についてでございます。

さきの議員全員協議会、また例会集会の説明によると、住宅の建設は50戸を6年計画で建設すると聞いております。先日、村長の選挙のためと思われるリーフレットによると「

6年×10戸」となっていたと思いますが、計画を変更したのか、そこら辺をお聞きいたします。

また、当初の計画では、宮本地区の村営住宅は老朽化が激しく、よって解体し、入居者には新しい住宅に入ってもらふ予定だとありました。しかし、その後宮本地区の村営住宅は建設補助金の関係であと17年は解体できないもありました。解体できないのであれば、これらを利用するためには先ほどのお二方の質問にもありましたように、多額の修繕のための費用がかかると思われます。新築住宅と既存の村営住宅の修理費とダブルで費用がかかるわけで、戸数も当初の30戸を解体することからいっても80戸または90戸になったりするわけで、ちょっと多過ぎるのではないかと。新築する住宅の数の計画を変更して、少ない戸数にしたらいいのではないかと、事業の規模を縮小した方がいいのではないかとお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） お答えいたします。

5年間の年次計画での建設で今計画を進めているもので、その間入居状況等も見定めながら取り組んでいくと、こういう手法をとっていきたいと思いますので、現在のところ50戸の計画で進めております。我々としては今のところは決して多くはないと、こういうふうに判断しております。

それから、今後17年間は残すことにおいて、それに修繕がかかると。これは当然のことでありまして、いろいろ先ほども述べた合併処理浄化槽あるいはふろの修繕、あるいはその他小破的なものが今後出てくると思いますので。既存の住宅に関しても聞いたところいろいろな補助の該当もありますので、補助でできるものは補助金を使って、あるいは村単独でできるものは村単独で、こういう二面性で維持修繕、そのようなことを図っていくこととなります。以上です。

○議長（久慈隆一君） 村長、答弁。

○村長（古川正隆君） お答えします。

私のマニフェストでは60戸の方針であります。村としては、財政状況を考えた場合に50戸がよいのではないかとということでございます。その開きは10戸あるわけですが、私見といたしましては60戸が最適だと。しかし、村の違いとの10戸があるわけですが、けれども、私が当選すればそのような方向でこれから頑張っていきたいと、こう思います。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 今、総務課長並びに村長から説明をしていただいたわけですがけれども、村の計画は現在の村長が立てるものと私はこう思うわけですがけれども、村長の考えと村の考えと違うというのは非常に合点がいかない話で、何か村長勘違いしているのではないかなど。全く当事者ではなくて、今これから村長をやる人のような話に聞こえるわけです。それでは、先ほど坂本 豊議員の質問にもありましたけれども、これから政権をとろうとしている、結果的にはとるわけでしょうけれども、民主党の公約と似たような感じになってしまうと。もう少し責任を持った答弁をいただきたいなというふうに思うわけです。

それに加えて、これも全員協議会、例月集会の説明でございましてけれども、新築する村営住宅はオール電化でバリアフリーの快適なものを作ってほしいというふうな説明をなさいました。非常に立派でいいわけですがけれども、ただ、現在の宮本地区の住宅は安い入居料というか、住宅の利用料が1万二、三千元というところもあります。それに対してこれから新築するものは3万円ぐらいになってしまうだろうというふうなことになるれば、村営住宅というのは低所得者向け、立派な家に入りたいた人は自分で建ててもらふというのが基本趣旨だと思います。お年寄りのガスを使えば非常に危ないというふうな人のために村長は親切な設計を考えたものと思われませんが、オール電化でなくてもIHなんかはできるわけです。なるべく入居料というか、利用料を安く設定できる住宅を建設するのが役場の務めだと私はこう考えるわけです。それについて村長はどう考えるか、お聞きいたします。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） お答えいたします。

オール電化、その他のIH、そういうような形ですけれども、今現在、時代の主流といえますか、そういう形で若者向け、あるいは老人向けとそういうのもいろいろメニューがあるんですけども、我々としては今の時代、今後の時代に展開すべくこのオール電化住宅でやっていきたいと。先般、県の方にもいったら七戸町とか、あるいは五所川原市、これらがほとんど皆オール電化で建築されております。

そして、利用料を安くするため、公営住宅に関して調べたところ、所得に応じて家賃の算定基準、これが確定しますので。それで、もう一つは算定基準に対して、住宅、建てた年を仮にです、1にした場合、経過年数がたっていくごとに数値が下がっていくと、0.何ぼ、0.何ぼと。ちなみに、今も現在の宮本団地のその係数———応益係数というんですけれども、これが0.3744、こういうふうになっておりまして、国が定めた家賃の算定基準値、これに約0.37掛ければ、その所得に応じて7段階ありますので、1番の月10万円程度の所得の人が約1万2,800円と、こういうふうになります。ですから、うちの方の住宅も経過年数ではだんだん低くなっていくこととなります。以上です。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 宮本地区の旧といいますが、村営住宅は1万2,800円ですか。それぐらいで、先ほど言ったような計算式を使えば、そういうふうになるというふうな話でございましてけれども、先般の説明会では、これから建てようとする村営住宅は3万円ぐらいになるであろうという説明をなされたわけです。よって、この話を私は聞きました。今、これから5年後、18年後の経過したときの料金を聞いたわけではございません。そこら辺で何か総務課長は誤解してお聞きになったのかなというふうなことで、そうすれば、3万円ぐらいの入居料といいますか、利用料を当初は想定しても、私が考えているようなことだというふうなことで変わりにないというふうには私は理解するわけですがけれども、後ほどこれに異論があったらつけ加えていただきたいというふうに思います。

それと再質問は3回目ですので、一回に聞いてしまうわけですがけれども、建設に当たっては、計画では初年度は宅地造成を行って、その後順次建設していくというのが普通の工事計画と私は思うわけですがけれども、以前にお伺いした計画では建設工事と造成工事と



時に行っていくと。5年間ですか、5年間同時に造成して建築していくというふうな計画だと私は考えました。ということは、非常に地盤の弱いものもできるし、現在の宮本地区の住宅を見ても一部地盤沈下があって、ふろ、トイレが非常に不具合を生じているというふうな話もされておりました。それをつくり出すような工事設計では困るんじゃないかと。先ほども申し上げたとおり、初年度はとにかく宅地の造成を行うと。その後、建築していったのが普通のやり方ではないかなど。そうすれば地盤もある程度落ち着くし、その後もできたものが非常に立派なものが出ていくというふうに思われるわけでございます。どうしてそういうふうな、同時に行うようなやり方をするのか、何か理由があるわけでしょうけれども、そこら辺について、先ほどの私が申し上げた、私が勘違いしていれば困りますので、その2点についてお聞きいたします。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（佐々木京太郎君） そうですね、一挙にできればこれはいいんですけども

、とりあえず計画している2万1,000平米、我々としては5年計画ですけども、3カ年かけて造成したいと、あの住宅建築箇所について。それについては初年度目7,000平米、2年度目7,000平米、3年度目7,000平米。そして、その2万1,000平米に対して50戸の対応。その中には小公園があったり、集会所あるいはごみ置場とか広場とか、こういうのが一応計画されますけれども、その中において初年度目は3戸ですけども、この3戸の住宅に関しては、あのバイパスを通る人あるいは近隣の町村、これらにはこういう住宅ができますよと、一つはモデルハウスのようなもので皆さんに一般開放してみたいなど、こういうふうに計画しております。そして、造成に関してはその3カ年で、財政的にもありますのでいろいろならみながらやっていきたいと、こういうことを考えながらの順次な計画でございます。

それから、この候補地、まあ、どこでも同じですけども、前みたいにただ盛土あるいは残土あるいは産廃的なそういうものは今はもう禁止されておりますので。今はきちっと販売するのにも入居するのにも、その地質調査、あるいはどのように施工したのか、こういうのを入居者あるいはそういう人たちに見せなければいけないんです。ですから、この施工はこういうふうに建てています。あるいはここの地盤はこういうふうに強固にしましたとか、そういう形で。ですから、当初、ボーリング調査をやりまして、そして地耐力、いろいろなものをやって、グリーンタウンであれば約80センチ掘り返して路盤を入れ替えて、そして路盤の強固を保てる。ですから、普通は基礎杭を打たなくても十分、こういうような試験結果が出ております。ですから、今の住宅、団地に対してもそのように、もう地盤沈下のないように、そういう施工を取り入れて取り組んでいきたい、こういうふうに思っております。以上です。

○議長（久慈隆一君） 総務課長、答弁漏れが一つ。

○総務課長（佐々木京太郎君） 私もこの家賃に関してはまだ……、新家賃に関してはまだ勉強不足です、正直言って。宮本の資料はあるんですけども、これももう少し待ってください。県の方ともまた協議して……、ああ、国が定めている家賃の基準、これは3万4,400円が最低。それから最高が9万1,100円。これに関して市町村で何らかの減免措置をとって、そこから経過年数をとっているものとも思われます。

ただ、私は先般にも言いましたけれども、西目屋村が2万7,000円、こういうことで新築の入居をさせていますので、その辺も聞き取りながら詳しいことは後ほどまた教えたい、こういうふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 利用料については、まだはっきりしたものは言えないと。ただ、今、総務課長の説明では、前は3万円ぐらいになるんじゃないかなというふうな話をしておりましたけれども、西目屋村の例を出されまして2万数千円というふうなことで、まあ、それに近いものになるのかなと私は想像するだけにしかできませんけれども、そういうことですので、次の質問に移りたいと思います。

職員の採用についてでございます。

この職員採用については、私が3月の定例会でも質問させていただきました。大量の退職者が発生するので、職員の補充をしたらどうかというふうな質問をさせていただきました。前総務課長は退職してしまったわけですけども、そのときの答弁では、「昨年1人を採用して、職員の採用計画では21年は採用計画はございません。22年度については今後考えなければならぬ」というふうな話をされておりました。それと、これは私が言ったことですから、交付税の関係。「残念ながら我が村では、非常に交付税に頼るところが多い財政ですので、交付税が減額になったらすれば非常に大変だと、そういううわさがありますけれども、総務課長はそれに対してどう思うか」というふうな質問に対して、総務課長は、「そういうことは十分考えられる。大量の職員の採用は考えなければならぬ」というふうな話をされておりました。

今回の職員の募集の回覧等によれば、募集人数は若干名となっております。はっきりした人数を——3名とか4名とか2名とか5名とかはっきりしたものをおっしゃった方がいいのではないかなと。きょう、この場ではっきりした人数を、もう間もなく試験も行われることですので、はっきりした人数を村民の皆さんにお知らせした方がいいんじゃないかなというふうに思われますけれども、村長からそのはっきりした人数をお聞かせ願いたいと思います。

それと、職員の採用計画というものがあると思います。変わっているのであれば、また変える必要があるのであれば、変えた方がいいんじゃないかなと。以前につくったものを、実態に合わないものをいつまでも置いてもこれはしょうがない話で、実態に合ったものに変更していったらいいんじゃないかなと。現在のところ古川村長でございますので、自分の考えでこれはできると思っていますので、よろしくお聞きしたいと思っております。この点をまずひとつお聞きいたします。

○議長（久慈隆一君） 村長、答弁。

○村長（古川正隆君） ここ4年間の退職者は17名で、来年春の退職者が4名、合計21名の退職者が出るわけでありまして。そして、この間の採用者は保健師1名、一般事務職員1名でございます。

現在、国・県の事務事業の移譲が近年特に行われております。既に事務処理が限界に達

しており、村民に迷惑をかけている点多々あるわけであり、これらの村の事業の展開次第では、これから時の村長の事業がどういう具合に展開するののかということも考え合わせますと、若干変わる場合もありますけれども、それらを考慮してそのときの村長が採用すべきだとこのように考えております。

また、今までの経過を見ますと、途中退職者が非常に多かったわけであり、計画を立ててもなかなかそのとおりに実行することができなかったわけであり、いずれにしても10月25日の選挙があるわけですので、それ以降の採用になるので、その時点でこのときの村長が自分の事業を展開するための整理というものはしていくべきだとこのように考えます。私からは何名ということとは言明しない方がよいのではないかとこう思います。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。  
○2番（藤田修一君） ただいま村長から、今、村長選も控えているので、何名採用するということも控えた方がいいと。古川村長になるかもしれないし、また新しい村長になるかもしれないということですので、そのときの村長が考えればいいことだというふうな答弁でございました。非常にいいか悪いのか、はっきりしない答弁でございましたけれども、これは村長の権限でございますので、この程度にしておきたいと思っております。先ほども申し上げましたように、職員の人数というのが、特別交付税だと思っておりますけれども、この交付税にも関係すると。そして、減額ということにでもなれば、住宅建設また学校給食センター等のごとで多額の自主財源を必要とするということになりますので、非常にこの減額だけは避けなければならぬというふうに思われます。

また、財政の健全性を示す指数につきましても、先ほど総務課長が言われたように、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率という四つの指数がありましたが、先ほど総務課長の答弁で非常に私疑問に思ったわけですが、早期健全化基準には当てはまるというふうな、それ以下になるというふうな話もされています。早期健全化基準というのは、イエローカードなわけですよ。イエローカードではまずいわけですよ。そこら辺、総務課長は何か誤解をして答弁されたのではないかなと思うわけですが、この基準値以下でなければ困るというふうなことで、実質赤字比率も15.0、連結実質赤字比率も20.0、実質公債費比率も25.0以下、そして将来負担比率も350以下にならなくてはならない。これ以上になれば、早期健全化というふうなことになってしまうので、もちろんその上にはレッドカードの財政再生基準というものがありますので、そうなればもっととんでもない話で、そこら辺、総務課長が何か誤解して説明したのかなというふうに思われます。そこら辺を合わせて改めて答弁してもらいたいと思うわけですが、いずれにしても公債を大量に発行するわけですので、20以上になつては困るといふふうなことでございます。

私としては、職員採用については先ほどそのときの村長が考えればいいというふうな答弁でございましたけれども、採用しなければならぬというのは私も全くそう思います。できれば2人ぐらいの人を採用していければなというふうに思っていますけれども、あわせてご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。  
ちょっと待って、採用人数のことについては答弁してください。それと先の（「健全化の」の声あり）ええ、それは要望でいいでしょう。通告にないので。

○2番（藤田修一君） 関連あると思って私は質問しているわけですが、（「関連あると思います」の声あり）

○議長（久慈隆一君） 今、これには人数の採用について質問していたんでしょ。

○2番（藤田修一君） いや、人数の採用についての質問と、それと関連して財政の問題を、職員の人数と財政は非常に関連がありますので、そこら辺を先ほどの総務課長が説明した基準とちょっと……、ランクが間違っていて説明したのかなというふうな……

○議長（久慈隆一君） 暫時休憩します。

午前11時14分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（久慈隆一君） 休憩を取り消し会議を再開します。

総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木京太郎君） 大変失礼いたしました。先ほどの答弁に訂正があります。早期健全化基準にはなりませんということになりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（久慈隆一君） それと人数について。村長、答弁。

○村長（古川正隆君） お答えいたします。

先ほどもお答えしたように、これから様々な事務事業が展開されるわけであり、その時の村長がどういう事業をやるのか、これは非常に変わってくる場合もありますので、やはり採用については先ほど答弁したようにやっていくべきだと思います。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 財政についても早期健全化というふうな基準にはならないということであり、職員の採用についても今、10月25日選挙ですので、それ以降新しい村長が決まればいいというふうなことで今ははっきりしたことを申し上げられないということでございます。今後とも村長がよく言う小さくてもあずましい村で、財政あずましい村ということは財政も健全な村と、新しい住宅建てても私もそこに住みたいという人が外部から来るような村を目指して頑張っていたきたいと思います。

私からの質問は以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（久慈隆一君） 以上で2番藤田修一君の質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

午前11時20分 散会

上記会議の経過は、事務局長太田信雄が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

